

令和7年10月17日

市民環境部

市県民税の徴収誤りについて

市県民税を他人の口座から引き落としていたことが判明しました。

1 事案の概要

市県民税の口座振替に係る入力作業の際に、誤って別の納税者の口座を登録したため、他人の口座から市県民税を引き落としていました。

2 誤徴収金額

624,000円

(2名分、平成20年度から令和7年度4期分まで)

3 判明した日時および経緯

日時: 令和7年10月7日(火)

経緯: 令和8年度から税の徴収方式を集合徴収から単税徴収に切り替える準備作業において、各金融機関に口座情報の確認を行ったところ、2つの金融機関において他人の口座から引き落としていることが判明。

4 今後の対応

(1) 誤徴収された人

全額返還(利息相当額含む)

(2) 本来の納税義務者

時効が到来していない過去5か年分を請求する。

5 現在の入力方法等

口座振替依頼書の入力作業において、システムへの入力後、別の職員が内容のチェックを行い、さらに2人1組で読み合わせチェックを行っている。

本件の問い合わせ先

市民環境部 債権管理課

担当: 吉田、戸川、吉野

電話: 直通 72-9188 (内線1481)